

社会保険

いばらき

5

交通事故などで保険証を使うときは「第三者行為による傷病届」をご提出下さい

2021 May
NO.514

- 「健康づくり推進事業所」を募集しています
- 令和2年12月より申請書への押印が廃止されました
- 賞与支払届等に係る総括表が廃止され賞与不支給報告書が新設
- 令和3年度茨城県社会保険協会の事業について
- 6月の出張年金相談



出船を待つ（撮影：北茨城市）：日本写真家協会 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

交通事故などで保険証を使うときは

「第三者行為による傷病届」をご提出ください

業務外の事由による交通事故など、他人（第三者）の行為によって病気やけがをしたときに保険証を使って治療を受ける場合は、「**第三者行為による傷病届**」等の提出が必要となります。

第三者行為による傷病とは？

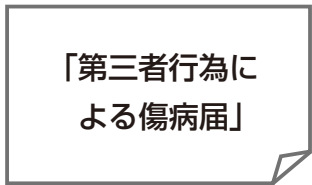


交通事故

不当な暴力によるケガ



他人の飼い犬に噛まれた



提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 念書
- ▶ 損害賠償金納付確約書(加害者記入)
- ▶ 示談書の写し※示談が成立している場合のみ



交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
- ▶ 同意書
- ▶ 交通事故証明書
- ▶ 人身事故証明書入手不能理由書
※警察への届出を物損(物件)事故として処理している場合のみ

第三者行為によって負傷し、健康保険で治療を受ける場合、本来、加害者側が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替えて支払うことになるため、後日、協会けんぽが相手方に請求することになります。このため、「第三者行為による傷病届」一式のご提出をお願いします。

※「第三者行為による傷病届」は、協会けんぽホームページからダウンロードいただくか、協会けんぽ茨城支部へ連絡いただければご郵送いたします。



示談は慎重に！

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになり、**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります**。示談をするときは、**事前に**協会けんぽ茨城支部までご相談ください。



労働災害・通勤災害の場合は保険証が使えません！

業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となります。すみやかに勤務先に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。

県内事業所**72%***が登録済！

健康保険委員の登録はお済みですか？

特典あり

無料！

※事業所規模30人以上での集計

健康保険委員とは？

健康保険法で規定され、社会的にも認められた「健康保険サポーター」として、現在では全国で20万人以上の方が活躍しています。1事業所に1名以上のご登録をお願いしています。



新しく担当になったので、事務手続きについて知りたい！

事務手続きがよくわからない…

健康保険委員へご登録いただくと

メリットがたくさん！

- 特典① 『協会けんぽのしおり』を年度ごとにプレゼント
- 特典② 研修会に無料でご招待
- 特典③ 定期的に最新の情報をお届け
- 特典④ 表彰制度あり

登録方法

協会けんぽ茨城支部HPの健康保険委員のページにアクセス

「健康保険委員登録書」をダウンロード

必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送でご提出

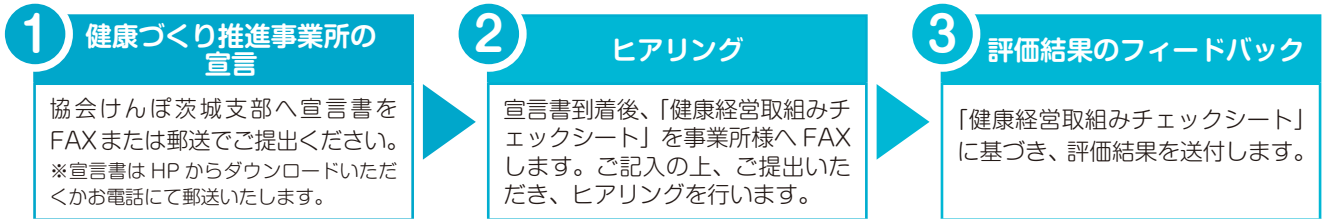
協会で登録後、委嘱状や特典のしおり等をお届け

従業員の元気は会社の元気！ 「健康づくり推進事業所」を募集しています

648社が宣言しています！（令和3年3月末時点）

協会けんぽ茨城支部では、健康経営に取り組む事業所様を「健康づくり推進事業所」として認定し、企業の健康づくりをサポートしています！何から取り組めばいいかわからない、そんな事業所様は「健康づくり推進事業所」に宣言することからはじめてみましょう。

認定までの流れ



健康づくり推進事業所限定！特典のご案内

大好評！すべて無料です

健康測定機器レンタル

- ・貸出期間は4日間
- ・原則1事業所1台の貸し出し
- 血管年齢測定器
- 骨健康度測定器
- 肌年齢測定器 **new**
- ストレス測定器 **new**



健康セミナー

- ・スポーツクラブネサンス水戸による「健康セミナー」を体験してみませんか？
※オンライン実施可
- からだマネジメントセミナー
- 機能改善ストレッチ
- 椅子ヨガ
- 心のリラクゼーション



お口の健口教室

- ・歯科の講演 + 口腔機能検査体験（60分程度）
※口腔機能検査体験とは・・・
唾液による歯周病検査とガムを噛む力の検査を実施する生活習慣病の予防対策に即した新しい歯科検診
- ・1回の教室の受講人数は10名～50名（応相談）
- ・先着順で受付



お薬と健康教室

- ・お薬と健康に関する講演（30～60分程度）
- ・薬の正しい飲み方や得する薬の知識、ジェネリック医薬品などお薬と健康に関する講座となります。
- ・受講人数は問いません



メンタルヘルスケア研修会

- ・茨城産業保健総合支援センターによる「メンタルヘルスケア研修会」を開催してみませんか！
- ・60～90分程度
- ・メンタルヘルス対策促進員が事業所を訪問
- ・1回の受講人数10～50名（応相談）

治療と仕事の両立支援

- ・病気等が原因で離職する前にご相談ください！茨城産業保健総合支援センターによる両立支援を利用していませんか？
- ・60分程度
- ・両立支援促進員が事業所を訪問



他にも、金融機関の金利優遇やステッカーの贈呈などの特典がございます。各講座についての詳細や申し込み方法などは協会けんぽ茨城支部のHPをご覧ください。



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

代表 ☎029-303-1500

日本年金機構からのお知らせ

令和2年12月より 健康保険、厚生年金保険、国民年金等の申請書への押印が廃止されました

令和2年12月25日より、日本年金機構へ提出していただく各種申請書への押印が廃止されました。押印欄のある旧様式は引き続きご使用いただけますが、押印の必要はありません。

ただし、次の届書は引き続き押印が必要ですのでご注意ください。

- ・国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・国民年金保険料口座振替辞退申出書
- ・委任状（年金分割の合意書請求用）
- ・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ・健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書（ゆうちょ銀行用）
- ・健康保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書
- ・健康保険・船員保険・厚生年金保険 保険料預金口座振替辞退（取消）通知書（ゆうちょ銀行用）

令和3年4月から賞与支払届等に係る総括表が廃止され、 賞与不支給報告書が新設されました

厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していただいた総括表を廃止しました。

〈廃止となる総括表〉

- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表
- ・健康保険・厚生年金保険 被保険者月額算定基礎届総括表

また、新たに賞与不支給報告書を新設しましたので、日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書をご提出ください。

なお、支払予定月に登録している事業所様につきましては、支払予定月の前月に賞与支払届と併せて報告書用紙をお送りします。

〈新たに新設された用紙〉

- ・健康保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書
- ・船員保険・厚生年金保険 賞与不支給報告書

一般財団法人茨城県社会保険協会からのお知らせ

令和3年3月の理事会・評議員会において、一般財団法人茨城県社会保険協会の令和3年度事業計画について審議され成立しましたので報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業につきましては、規模を縮小または中止に、また、保健施設事業の契約施設につきましては、営業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

I 事業計画

1. 社会保険制度の普及宣伝

- (1) 広報紙「社会保険いばらき」を発行し、事業主及び被保険者等に社会保険制度の普及や協会事業の周知を図る。
- (2) 社会保険事務講習会及び年金委員・健康保険委員研修会等に冊子等を配布し、社会保険制度の円滑な運営に寄与する。

2. 年金セミナー・健康管理講座の開催

被保険者及び配偶者・事務担当者を対象に退職後に向けた年金制度及び健康管理に関する講習会を開催する。

3. 健康づくり事業

- (1) 健康運動指導士、管理栄養士等を事業所へ派遣し、職場の健康づくりや体力づくりの指導講習会及び健康相談の実施。
- (2) 健康ウォーキングを開催し、健康増進を図る。
- (3) トレーニング施設と契約し、体力づくりを奨励し健康増進を図る。
- (4) 保養施設と契約し、冬季の健康増進を奨励する。

4. 保健施設事業

- (1) 被保険者及び家族の保養を目的として、保養施設と契約し、利用のあっせんを行う。
- (2) 被保険者及び家族の心と体の健康保持を目的として、各種補助事業を実施する。

II 年間スケジュール

令和3年度事業計画に基づく、年間スケジュールは下記のとおりです。
事業内容、申込方法など詳細については、各事業実施前にご案内申し上げます。

	社会保険制度普及啓発事業		健康づくり事業			
	社会保険いばらき 発行・配布	年金セミナー 健康管理講座開催	健康づくり講習会	健康ウォーキング 開催	トレーニング 施設等補助	契約保養施設 利用補助
4月	配布		申込により 全会員対象			申込により 全会員対象 （一部施設は「施設利用会員証」の提示が必要）
5月	配布 (実務冊子同封) (前期補助事業案内)					
6月	発行					
7月	発行					
8月	配布 (後期補助事業案内)	11月開催通知発送				
9月	発行					
10月	発行			場所は未定		
11月	配布	水戸・つくば 日立会場 (2月開催通知発送)				
12月	発行					
1月	配布					
2月	発行	水戸・土浦・筑西会場				
3月	配布					

※「社会保険いばらき」配布月は、全会員事業所へ配布 ※「社会保険いばらき」発行月は、社会保険協会ホームページに掲載

	保健施設事業					
	潮干狩り 利用補助	夏季プール 利用補助	果物狩り 利用補助	東京ディズニー リゾート入園補助	アイススケート 補助事業	室内楽の夕べ
4月						
5月	申込により 全会員対象					
6月						
7月		申込により 全会員対象		申込により 全会員対象 (補助券交付は 抽選にて決定)		
8月						
9月						
10月					筑西市にて開催 (下館支部会員対象)	
11月					申込により 全会員対象	
12月						
1月						
2月						
3月	申込により全会員対象					

※一般財団法人茨城県社会保険協会の事業計画は茨城県社会保険協会ホームページをご覧ください。

茨城県社会保険協会からのお知らせ

夏季プールの利用補助事業について

茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者及びご家族の皆さまの健康増進を図るため、夏季にプール施設と契約し、入園料金の補助を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年と同様に「いこいの村廻沼」「フォレスパ大子」「ヒューナックアクアパーク水郷（土浦市水郷プール）」とは今年も契約を結ばませんでした。会員の皆様には大変申し訳ありませんが、昨今の状況ですのでご理解の程、よろしく願いいたします。

なお、「久慈サンピア日立」のプールにつきましては今年も入園料の補助を実施しますが、現在行っている改修工事や新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、営業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による6月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	3日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
	8日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	23日(水) 10:00～15:00	常陸大宮市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	10日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	24日(木) 10:00～14:30	神栖市商工会本所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	3日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	25日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	10日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	16日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	15日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。